

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令	
規制の名称	国内希少野生動植物種の追加	
規制の区分	改正（拡充）	
担当部局	環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室	
評価実施時期	令和4（2022）年12月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。</p> <p>今般、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査等により野生動植物15種について、個体数や分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しなければ、生息・生育環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があり、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加するものである。</p> <p>今回の対象種は、環境省レッドリスト2020（令和2年3月27日公表）において絶滅危惧種（絶滅危惧種ⅠA類、ⅠB類又はⅡ類のカテゴリー）に位置づけられており※、絶滅のおそれのある野生動植物種として評価されている。これらの減少要因は開発等による生息・生育環境の悪化や捕獲・採取、人の踏みつけ等の人為的な要因があげられている。</p> <p>今回の改正では、国内希少野生動植物種（捕獲等、譲渡し等、輸出、販売目的の陳列又は広告を禁止）を15種追加し、そのうち1種は特定第一種国内希少野生動植物種（捕獲等の禁止、譲渡し又は引渡しを伴う事業の届出）、9種は特定第二種国内希少野生動植物種（販売・頒布の目的での捕獲等や譲渡し等及び陳列・広告の禁止並びに輸出の禁止）とする。</p> <p>※一部の種については令和4（2022）年に新種として学術論文に記載された種であるため環境省レッドリスト2020には掲載されていないが、令和4年6月に環境省レッドリスト分科会において、絶滅危惧種相当と評価されたことを踏まえ、対象種としている。</p>	
想定される代替案	無し	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	追加指定種については、国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出について許可申請等の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係る費用の負担が想定される。 また、販売実績がある種については	—

	販売が規制されることによって逸失する利益が発生すると考えられる。	
行政費用	新たに発生する国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出に関する許可申請等に係る審査手続の事務を行う費用が想定される。	—
直接的な効果（便益）の把握	当該 15 種の国内希少野生動植物種の捕獲等、譲渡し等及び輸出を規制することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ることで、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に繋がる。	—
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>今回指定する当該 15 種の国内希少野生動植物種のうち、特定第一種国内希少野生動植物種を除く 14 種を販売する事業を実施している場合、販売目的の陳列又は広告及び譲渡し等が禁止されることから事業を継続できなくなるが、指定に先駆けて実施した事前調査においては当該種の販売を生業としている事例は確認されておらず、また、販売が行われている場合も、飼育用や観賞用として個人的又は小規模に行われていることから、規制による影響は限定的と考えられる。</p> <p>一般に、ある種が国内希少野生動植物種に指定された場合、既存事業者も新規参入事業者も同様に捕獲等、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告ができなくなることから、事業者間の競争に負の影響を及ぼすことはないと考えられる。</p>	—
費用と効果（便益）の関係	効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用は少額と考えられるため、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項	「令和 4 年度国内希少野生動植物種の選定に関する検討会」（令和 4 年 7 月 13 日開催）等において指定候補種の検討や情報収集を行った。また、種の保存	

	<p>法第4条第7項の規定において、施行令の制定又は改廃に当たって野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととされており、この規定に基づき設置した「希少野生動植物種専門家科学委員会」（令和4年12月1日開催）にて、指定候補種の流通状況や種の保存法の規制内容を説明、検討した上で、当該15種について国内希少野生動植物種に指定することが必要とされた。なお、種の保存を図ることによる生態系保全等の効果を金銭価値化することは困難であり、両会議では種の生態や生息状況の現状を踏まえ、必要な規制や保全策について検討した。</p>
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年後（令和10年）に事後評価を実施する。
備考	